

中部運輸局自動車交通部

令和2年8月27日 14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 奥田、松原
TEL 052-952-8038
中部運輸局 福井運輸支局
輸送・監査担当 江口、小坂井
TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：つつじ株式会社（代表取締役 清水 康弘）

住所：福井県鯖江市西山町1番2号

営業所：本社営業所（福井県鯖江市西山町621番地、622番地、623番地、625番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和2年8月27日付け 30日車（1両×30日間）

処分内容：「事業用自動車の車両使用停止」及び「文書警告」

3. 監査端緒

令和元年10月27日、鯖江市コミュニティバス「つつじバス片上・北中山線」において、路線逸脱、運行中断したことを受け、当該事業者の本社営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認

①事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていない。

（道路運送法第16条第1項）

②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

③整備管理者の選任及び解任の届出をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第52条)

④事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。

(道路運送法第94条第1項)

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 3点

当該事業者が付された累積違反点数 3点